

三条市立小・中学校の
適正規模・適正配置に関する基本方針

平成 27 年 9 月
三条市教育委員会

目 次

1	基本方針策定の趣旨	1
2	児童生徒数及び学校規模の推移	2
3	学校適正規模の基本的な考え方	3
4	学校適正配置の基本的な考え方	4
5	適正規模に向けての検討	5
6	参考資料	6

〔資料1〕 学校規模に関する関係法令等（抜粋）

〔資料2〕 平成27年度学級数及び児童生徒数

〔資料3〕 学級数及び児童生徒数の実績・推計

1 基本方針策定の趣旨

三条市教育委員会では、児童生徒が将来にわたって様々な人たちと良好な人間関係を築き、困難に立ち向かい、心豊かな社会生活を送るための「生きる力」を育むため、他市町村に先駆けて小中一貫教育を推進してきています。

また、このような中で、小規模校においては、一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導ができるなど、小規模校のメリットを生かした教育を行うとともに、小中一貫教育の利点を生かし、小規模の小学校同士での連携や地域の協力の下での地域学習、ふるさと学習など特色ある教育を推進し、社会性を育む機会や多様な意見に触れる機会の確保に努めています。

しかしながら、近年、全国的にも家庭及び地域社会における子どもの社会性を育む機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。

このことから、文部科学省は、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、クラス替えができない小規模校については、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしています。

そこで、三条市教育委員会では、児童生徒が一定規模以上の集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことのできる環境整備が重要であると考え、「三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、適正規模に向けて検討していきます。

なお、この基本方針は、「三条市教育制度等検討委員会最終報告(※1)」を尊重し、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考にしながら、学識経験者、地域及び保護者の代表者などからなる「三条市学校適正規模検討委員会」等でご意見を伺いながら策定しました。

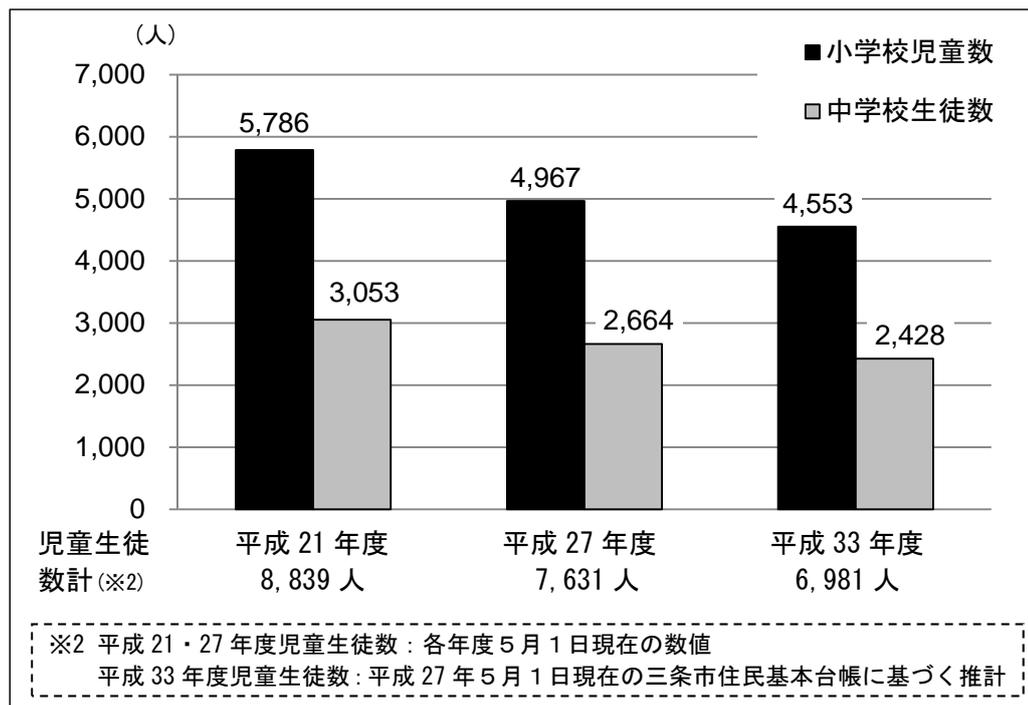
※1 三条市教育制度等検討委員会最終報告(平成20年2月)		
	小学校	中学校
学級数	12学級以上	9学級以上
通学距離	概ね4km以内	概ね6km以内
通学時間	概ね1時間程度を限度	

2 児童生徒数及び学校規模の推移

(1) 児童生徒数の推移

小学校児童数は、平成 21 年度 5,786 人でしたが、平成 27 年度は 4,967 人（平成 21 年度比▲819 人）となり、平成 33 年度には 4,553 人（平成 27 年度比▲414 人）となる見込みです。

また、中学校生徒数は、平成 21 年度 3,053 人でしたが、平成 27 年度は 2,664 人（平成 21 年度比▲389 人）となり、平成 33 年度には 2,428 人（平成 27 年度比▲236 人）となる見込みです。



(2) 学校規模の推移

平成 27 年度の学校規模は、小学校 21 校中 15 校が、中学校 9 校中 1 校が「三条市教育制度等検討委員会最終報告」による適正規模（小学校 12 学級以上、中学校 9 学級以上）に満たない学校となっており、平成 33 年度には、小学校 17 校が、中学校 3 校が、適正規模に満たない学校となる見込みです。

学級数	小学校	
	H27	H33
1～11 学級	15	17
12 学級以上	6	4
計	21	21

学級数	中学校	
	H27	H33
1～8 学級	1	3
9 学級以上	8	6
計	9	9

3 学校適正規模の基本的な考え方

本市における学校の適正規模については、以下の視点から整理しました。

学級数が少ないことによる学校運営上の課題

学級数が少なくなることにより、以下のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
 - ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
 - ③ 加配^(※3)なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ※3 加配とは、国・県の教職員配置の標準的な基準を超えて、特別の教育目的をもって教職員を配置すること
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
 - ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の実施に制約が生じる
 - ⑥ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる



教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

学級数が少なくなることにより、配置される教職員数が少なくなるため、以下のような問題が顕在化し、結果として教育活動に制約が生じる恐れがあります。

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ ティーム・ティーチング^(※4)、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導^(※5)等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ※4 ティーム・ティーチングとは、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式

※5 専科指導とは、全科担任制の小学校においても、特定の教科のみを専ら担任する教員による指導
- ⑤ 校外研修の時間が十分確保できない
 - ⑥ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
 - ⑦ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
 - ⑧ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる



学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

上記で述べたような学校運営上の課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境となりにくく、意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活動の機会が少なく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい



学級数や教職員数の減少により学校運営上の課題が生じた場合の児童生徒に与える影響を最小限に抑えるため、本市の学校の適正規模は以下のとおりとします。

【適正規模】小学校 12 学級以上、中学校 9 学級以上	
【主な理由】	
小学校	全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには全校 12 学級（各学年 2 学級）以上が望ましい。
中学校	教科に専門性があることから学習指導面において各教科の免許所有教員の配置と、5 教科における教員が複数配置され、クラス替えも可能となる全校 9 学級（各学年 3 学級）以上が望ましい。

4 学校適正配置の基本的な考え方

本市の学校の適正配置は、国の基準に準じ、以下のとおりとします。

【通学距離】小学校 概ね 4 km 以内、中学校 概ね 6 km 以内

【通学時間】小・中学校とも概ね 1 時間以内

【遠距離通学者への配慮】

遠距離通学者には、交通機関利用に対する補助やスクールバスの運行により、通学の負担を考慮します。

- (1) 公共交通機関を利用できる地域については、三条市遠距離通学費補助金交付要綱により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 公共交通機関を利用できない地域については、以下の基準によりスクールバスを運行します。

スクールバス運行基準（平成 22 年度～）	
小学生	通年：概ね 3 km 以上
中学生	夏季：概ね 6 km 以上 冬季：概ね 4 km 以上
※ 距離基準のほかに、規則等に基づき運行が必要と認める場合 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の統廃合に伴い必要と認められる地域 ・運行計画に支障を来すことなく（運行経路上、定員内等）登下校の安全に配慮する運行範囲である場合 	

5 適正規模に向けての検討

現在、各中学校区に小中一貫教育推進協議会を設置し、小中一貫教育を行っており、その結果、中 1 ギャップの解消、社会性の育成、不登校児童生徒数の減少、学力の向上、教職員の指導力向上等の成果が徐々に現れてきています。

そこで、今後、各中学校区での小中一貫教育の更なる推進及び「三条版コミュニティ・スクール（仮称）（※6）」の創設を図るため、当分の間、学区再編は行わず、既存の中学校区を一つの単位として、適正規模に満たない小学校について、以下の基準により統廃合の検討を開始します。

【統廃合の検討を開始する基準】

- ① 校舎の安全性が確保できない場合
- ② 著しく小規模な状況（複式学級が 2 学級編制）が継続する場合
- ③ 保護者・地域からの要望を受けた場合

【留意点】

具体的な統廃合については、保護者や地域住民の理解を得ながら進めていきます。

※6 コミュニティ・スクールとは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的に反映させるための仕組みです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指します。なお、「三条版コミュニティ・スクール」は、①学校運営協議会を中学校区ごとに設置すること、②現在の中学校区小中一貫教育推進協議会を母体とすることが基本的な考え方です。

適正規模に満たない小学校	() は平成 27 年度学級数
第三中学校区	三条小 (6)、上林小 (6)
第四中学校区	旭小 (6)、保内小 (6)
本成寺中学校区	西鱈田小 (8)
大島中学校区	大島小 (6)、須頃小 (6)
栄中学校区	栄中央小 (11)、栄北小 (6)、大面小 (6)
下田中学校区	長沢小 (6)、笹岡小 (6)、大浦小 (6)、森町小 (6)、飯田小 (6)

学校規模に関する関係法令等（抜粋）

◆学校教育法施行規則

（学級数の標準）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の
実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※同規則第79条により、中学校に準用する。

◆公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の標準は、次の表の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編成の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

◆義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4 km以内、中学校にあつてはおおむね6 km以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

◆文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料（昭和59年）

学級数による学校規模の分類（小学校・中学校に適用）

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上